

## 令和 7 年度宮崎県エイズ・梅毒 予防・検査普及キャンペーン事業 企画・運營業務委託仕様書

### 1. 業務の目的

本事業は、毎年新規報告が続いているエイズや近年急増している梅毒等の性感染症の予防を推進するとともに、まん延防止を図ることを目的としている。宮崎県のH I V感染者およびエイズ患者は、若年層から中高年層まで幅広く、そのうち性的接触を感染経路としたH I V感染について、男性同性間が約 7 8 %を占める。このため、若年層から中高年層に広くエイズに関する知識を普及するとともに、個別施策層であるMSM（男性間で性的接触を行う者）等を対象に、より効果的なエイズ予防の普及啓発が必要である。

また、検査による早期診断がその個人の早期治療及び社会においては感染の拡大防止につながるため、検査普及の啓発も必要である。

更に、梅毒の発生届出件数が令和 6 年は過去最多の令和 5 年からほぼ横ばいであり、特に 2 0 ～ 5 0 代男性、2 0 代女性の届出が多く、梅毒などの性感染症に関する正しい知識や検査の普及啓発が必要である。

### 2. 業務の名称

令和 7 年度宮崎県エイズ・梅毒 予防・検査普及キャンペーン事業

### 3. 委託期間

契約の日から令和 8 年 1 月 3 1 日まで

※事業実施については、契約の日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日まで

### 4. 業務委託の内容

(1) エイズと梅毒の正しい知識と感染予防についての効果的な普及啓発及びエイズ・性感染症検査の重要性についての啓発の企画並びに運営一式。詳細については、下記①～③を参考にすること。（県の所有する媒体の活用も可能である。）

以下に示す内容以外に効果的な方法があれば提案すること。

#### ① インターネット媒体やリスティング、パブリシティ等を活用した啓発

ア：対象者

下記「(2) ターゲット」

イ：時期

梅毒・H I V医療機関検査事業（9 月～1 2 月）等の受検契機となる時期

#### ② 啓発グッズの作成・配布

ア.県が所有する媒体の改訂・増刷（ポスターやリーフレット）

(ア) 規格・枚数

- ・ A 2 ポスター 4 0 0 部以上
- ・ 3 つ折りリーフレット 2 0 0 0 部以上
- ・ フルカラー

(イ) 送付先

- ・ 行政機関、その他周知を期待できる送付先

イ. 幅広い年齢層の県民が手に取りやすいもの及び個別施策層へ感染対策の意識付けとなるようなものを作成。

(ア) デザイン・規格・個数

- ・目にとまりやすいデザイン、県民が手に取りやすく、持ち帰りやすいサイズ
- ・県のホームページへ誘導する二次元コードを記載

③ 啓発イベント等の開催

- ・イベントの開催にあたっては、集客力が見込まれるよう工夫すること
- ・エイズデーや効果的なイベント等で1回以上開催

(2) ターゲット

- ・県内の若年層から中高年層までの幅広い年齢層
- ・個別施策層（MSM、性風俗産業従事者・利用者、20～50代男性、20代女性）

※企画及び運営に当たっては、別添「エイズ広報を行う場合の留意事項」に基づいた内容とすること。

## 5. 実績報告書

受託者は、業務完了後直ちに、実績報告書（収支決算書類を含む）を委託者に提出して承認を得ること。

また、作成した動画や使用したイラスト、写真等の素材は、以下のとおり県に提出すること。

- ・DVDプレーヤーで再生可能な形式で動画を納めたDVD-ROM等 1枚
- ・SNS等でアップロード可能な形式で動画を納めたDVD-ROM等 1枚
- ・上記動画やイラスト等について編集可能な形式のデータを納めたCD-R等 1枚

## 6. 成果品等の納入場所

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県福祉保健部薬務感染症対策課

電子メール：yakumukansensho@pref.miyazaki.lg.jp

## 7. その他

- (1) 目的に沿った広報効果、教育効果及び集客力の高い内容とすること。
- (2) 費用対効果、法令遵守、個人情報保護等に配慮すること。
- (3) 県において、必要なデータ等の提供を行う。
- (4) この業務に関する制作物の権利の一切は、すべて宮崎県に帰属するものとする。
- (5) 業務実施にあたっては、県と十分に連絡を取りながら行う。
- (6) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、別途協議する。

(別添)

## エイズ広報を行う場合の留意事項（不適切な表現等）

患者・感染者を傷つけたり、差別や偏見を助長するような表現は避ける

- (1) エイズ撲滅、エイズ抑圧、エイズ根絶  
「エイズ克服」「エイズまん延の防止」「エイズストップ」「患者・感染者に対する差別と偏見の解消」という表現が望ましい。
- (2) エイズをたたきのめす、やっつける  
患者・感染者を排除しようとするイメージを与えるため避ける。
- (3) エイズ汚染、エイズ禍、ウイルスをまき散らす  
患者・感染者が社会を汚しているというイメージを与えるため避ける。
- (4) 理性ある行動をとるべき、節度ある行動をとるべき  
患者・感染者は理性や節度がないというイメージを与えるため避ける。
- (5) ハイリスクの人、エイズ多発国の人、エイズ先進国  
危険なのは人ではなく、ハイリスクな行動。
- (6) （発病すれば）必ず（１００％）死ぬ  
死は誰に対しても等しく起きる現象であり、エイズ特有のものではない。  
（エイズ＝死という概念そのものが誤り。）。  
また、最近では治療方法・治療薬の向上等により慢性疾患的な意味合いも強い。
- (7) エイズの恐怖・魔の手、忍び寄るエイズ  
いたずらに恐怖心をあおる表現は避ける。
- (8) ホモ（正確にはホモセクシュアル）  
蔑称として使われることが多いため避ける。  
男性同性愛者又はゲイであれば適切。
- (9) レズ  
蔑称として使われることが多いため避ける。  
女性同性愛者またはレズビアンであれば適切。